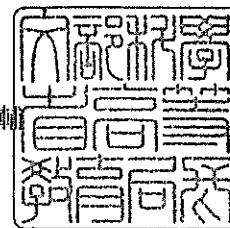


27文科高第415号
平成27年7月31日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学を設置する各地方公共団体の長 殿
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

文部科学省高等教育局長
吉 田 大 輔



(印影印刷)

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程の施行
等について（通知）

このたび、別紙1のとおり、「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」（平成27年文部科学省告示第124号）が平成27年7月31日に公布され、同日から施行されました。

本告示は、教育再生実行会議「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」（平成27年3月）において、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、国は、大学等が提供する社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する、とされたことを受け、文部科学省に設置した有識者会議における検討を踏まえ、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定して奨励することにより、プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的とするものです。

本告示の概要は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏のないようにお取り計らい願います。

記

1. 大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程の施行について
(1) 目的（第1条関係）

大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第119条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的としたこと。

（2）認定（第2条関係）

文部科学大臣は、次のアからキの全ての要件に該当すると認められる大学等の正規の課程又は特別の課程（以下「課程」という。）を職業実践力育成プログラムとして認定することができることとしたこと。

ア 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。

イ 対象とする職業に応じ、アの能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。

ウ 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。なお、「別に定めるところ」とは、同日付けで送付する事務連絡の別紙2「「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項」の定めるところによるものとする。

エ 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。

オ 学校教育法第109条第1項（同法第123条において準用する場合を含む。）に定める評価を行い、その結果を公表していること。

カ 教育課程の編成及びオの評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

キ 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

（3）変更等の届出（第3条関係）

職業実践力育成プログラムとして認定を受けた課程を置く大学等は、当該課程の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならないこととしたこと。

（4）実施状況の報告等（第4条関係）

文部科学大臣は、職業実践力育成プログラムとして認定を受けた課程を置く大学等に対し、当該課程の実施状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができることとしたこと。

（5）認定の取消し（第5条関係）

文部科学大臣は、職業実践力育成プログラムとして認定をした課程が廃止され

たとき又は上記（２）のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができることとしたこと。

（６）告示（第６条関係）

文部科学大臣は、職業実践力育成プログラムとして認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示すること等としたこと。

（７）施行期日（附則関係）

施行期日を公布の日（平成２７年７月３１日）としたこと。

２．特別の課程の弾力的な取扱いについて

大学は、特別の課程について、その総時間数が１２０時間以上（学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第１６４条第２項）とされているところ、当該特別の課程を一定のまとまりのある内容ごとに分割して開講したり、当該特別の課程の修了の前であっても、一定のまとまりのある内容を履修したと認められる場合には、当該特別の課程の履修状況の評価を行ったりするなど、社会人が職業等と両立しやすい弾力的な履修形態とすることが可能であること。

なお、１．の職業実践力育成プログラムの認定に当たっては、総時間数１２０時間以上の特別の課程を対象としており、分割した内容ごとに認定するものではないこと。

【本件担当】

１．について

文部科学省高等教育局専門教育課企画係

電話：03-5253-4111（内線2501）

２．について

文部科学省高等教育局大学振興課法規係

電話：03-5253-4111（内線3338）

○文部科学省告示第百二十四号

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 山口 俊一

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十三条に規定する大学（同法第九十七条に規定する大学院及び同法第百八条第二項に規定する短期大学を含む。）及び同法第百十五条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の課程（同法第九十一条に規定する専攻科及び別科並びに同法第百十九条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法第百五条（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であつて、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とする。

(認定)

第二条 文部科学大臣は、大学等の正規の課程又は特別の課程（以下「課程」という。）であつて、次に掲げる要件に該当すると認められるものを、職業実践力育成プログラムとして認定することができる。

一 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。

二 対象とする職業に応じ、前号の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。

三 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）と連携して行う授業、双向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、総授業時数の一定割合以上を占めていること。

四 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。

五 学校教育法第百九条第一項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に定める評価を行い、その結果を公表していること。

六 教育課程の編成及び前号の評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

七 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

(変更等の届出)

第三条 前条の規定による認定を受けた課程を置く大学等は、当該課程の変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(実施状況の報告等)

第四条 文部科学大臣は、第二条の規定による認定を受けた課程を置く大学等に対し、当該課程の実施状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

(認定の取消し)

第五条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をした課程が廃止されたとき又は同条各号に掲げる要件のうちいずれかに該当しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(告示)

第六条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があつたときも、同様とする。

2 文部科学大臣は、前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

「職業実践力育成プログラム」認定制度関係提言等

教育再生実行会議提言（平成27年3月4日）

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（第六次提言）

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ（社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実）
- 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や知識を高める機会を拡大するため、社会人向けのコースの設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。

「日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－」

（平成27年6月30日 閣議決定）

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

2. 雇用制度改革・人材力の強化

2-1. 失業なき労働移動の実現/マッチング機能の強化/多様な働き方の実現/
若者・高齢者等の活躍推進/グローバル化等に対応する人材力の強化

ii) 未来を支える人材力の強化

①大学等における「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設

大学等での、社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目指し、大学等の社会人や企業のニーズ（経営、会計、IT、マーケティングなど）に応じた実践的・専門的教育プログラムを文部科学大臣が認定し、奨励する仕組み（「職業実践力育成プログラム」認定制度）を構築する。

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百五条（第二百二十三条及び第三百三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月三十日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第百六十四条第二項中「百二十時間」を「六十時間」に改める。

附 則

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 改正後の学校教育法施行規則第百六十四条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に講習又は授業が開始される特別の課程から適用する。

○文部科学省告示第十二号（抄）
専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年二月二十八日

文部科学大臣 萩生田光一

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程等の一部を改正する告示

第一条（略）

第三条 大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよ
うに改める。

改正後	改正前
（公示） 第六条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。 2 文部科学大臣は前条の規定により認定を取り消したときは、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。	（公示） 第六条 文部科学大臣は、第二条の規定により認定をしたときは、当該認定をした課程の名称その他必要な事項を官報で告示する。これらの事項に変更があったときも、同様とする。 2 文部科学大臣は前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を官報で告示する。

第四条（略）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。